(ii)　操作法　水150mLを三口丸底フラスコにとり，二酸化炭素を毎分100mLの流速で装置に流す．過酸化水素・水酸化ナトリウム試液10mLを受け側の試験管に加える．15分後，二酸化炭素の流れを中断することなく，円筒形滴下漏斗を三口丸底フラスコから取り外し，本品25.0 gを水100mLを用いて三口丸底フラスコに移す．2 mol／L塩酸試液80mLを円筒形滴下漏斗に加えた後，コックを開けて三口丸底フラスコに流し込み，◆二酸化イオウが円筒形滴下漏斗に逃げないように最後の数mLが流れ出る前にコックを閉め，◆混合液を1時間加熱する．受け側の試験管を取り外し，その内容物を200mLの広口三角フラスコに移す．受け側の試験管を少量の水で洗い，洗液は三角フラスコに加える．水浴中で15分間加熱した後，冷却する．プロモフェノールブルー試液0.1mLを加え，黄色から紫青色への色の変化が少なくとも20秒間持続するまで0.1mol／L水酸化ナトリウム液で滴定〈2.50〉する．同様の方法で空試験を行い，補正する．次式により二酸化イオウの量を求めるとき，50ppm以下である．

二酸化イオウの量（ppm）＝V／M×1000×3.203

M：本品の秤取量（g）

V：0.1mol／L水酸化ナトリウム液の消費量（mL）

導電率〈2.51〉　確認試験(1)の試料溶液につき，30±1.0℃で試験を行うとき，1 mS・cm^{-1}以下である．ただし，温度補正は行わない．

乾燥減量〈2.41〉　15.0%以下（5 g，105℃，16時間）．

微生物限度〈4.05〉　本品1 g当たり，総好気性微生物数の許容基準は10^3ＣＦＵ，総真菌数の許容基準は10^2ＣＦＵである．また，大腸菌及びサルモネラを認めない．

貯法

保存条件　熱及び湿気を避けて保存する．

◆容器　気密容器．◆

○国土交通省告示第五百三十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　東北横断自動車道酒田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
酒田市遊摺部字千代世四五八番二から同市遊摺部字千代世一〇〇番六まで	前	最大 六九 最小 三六	三〇〇
	後	最大 一〇一 最小 六一	

○国土交通省告示第五百三十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　四国縦貫自動車道

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
松山市井門町九四二番地一から同市井門町九〇六番地一まで	前	最大 六〇 最小 三二	八八
	後	最大 四二 最小 二〇	

○国土交通省告示第五百三十九号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から三十日間国土交通省北陸地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
北陸自動車道	柏崎市大字鯨波字若宮甲一四四番六	平成二十五年五月三十一日十時
〃	柏崎市大字笠島字御堂前一一五三番三	〃

○東北地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
酒田市遊摺部字千代世八五三番から同市遊摺部字千代世五八〇番一まで	前	四三・〇〇～三七〇・〇〇	〇・〇〇八
	後	四三・〇〇～二一・〇〇	〇・〇〇八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局酒田河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月三十一日　　関東地方整備局長　森北　佳昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
市川市鬼高四丁目三九八番六から同市鬼高三丁目七六五番一地先まで	前	三八・九五～一〇五・八三	〇・四四二
	後	四一・五四～一〇八・七一	〇・四四二

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所